

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定による。

立川市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例

立川市地区計画区域内建築物制限条例（平成7年立川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後

別表第1（第2条関係）

番号	区域
略略.....
6	平成27年7月10日付け立川市告示第138号に定める立川都市計画立川駅北口西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「 <u>立川駅北口西地区整備計画区域</u> 」という。）
7	平成27年7月10日付け立川市告示第139号に定める立川都市計画西国立駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「 <u>西国立駅西地区整備計画区域</u> 」という。）
8	平成30年9月10日付け立川市告示第186号に定める立川都市計画立川基地跡地昭島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において「 <u>立川基地跡地昭島地区整備計画区域</u> 」という。）

改正前

別表第1（第2条関係）

番号	区域
略略.....
6	平成27年7月10日付け立川市告示第138号に定める立川都市計画立川駅北口西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において、「 <u>立川駅北口西地区整備計画区域</u> 」という。）
7	平成27年7月10日付け立川市告示第139号に定める立川都市計画西国立駅西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域（以下次表において、「 <u>西国立駅西地区整備計画区域</u> 」という。）

別表第2（第3条～第7条関係）

1略.....
2	立川基地跡地関連地区整備計画区域

計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	壁面の位置の

別表第2（第3条～第7条関係）

1略.....
2	立川基地跡地関連地区整備計画区域

計画地区	用途の制限	敷地面積の最低限度	壁面の位置の

			制限				制限
A 1 地区	1 倉庫業を営む倉庫	……略……	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>	A 1 地区	1 倉庫業を営む倉庫	……略……	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては <u>3,000 平方メートル</u>
A 2 地区	2 住宅	地区全体を一敷地とする。	A 2 地区	2 住宅	地区全体を一敷地とする。		
A 3 地区	3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>	A 3 地区	3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		
A 4 地区	4 共同住宅、寄宿舎又は下宿その他これらに類するもの	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>	A 4 地区	4 共同住宅、寄宿舎又は下宿その他これらに類するもの	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		
	5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホーム	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		
	6 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		6 風営法第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		
	7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		
	8 A 3 地区にあっては、 <u>主たる用途が次に掲げる用途以外の</u>	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		8 A 3 地区にあっては、 <u>主たる用途が次に掲げる用途以外の</u>	地区全体を一敷地とする。ただし、市長が用途上やむを得ないと認め、かつ、法第86条の規定に基づく一団地の認定により 2 以上の建築物を建築することが相当と認められた場合にあっては、 <u>3,000 平方メートル</u>		

	<p>もの。ただし、A 2 地区及び A 3 地区全体をあわせて一敷地とする場合で、次に掲げる用途を含み、市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>ア 劇場、演芸場又は観覧場 イ 展示場その他これに類するもの ウ 美術館、博物館その他これらに類するもの 9 立川都市計画道路 8・1・1号都市軸線に面する建築物で、その面する低層階の部分が店舗、飲食店等これらに類する用途以外のもの。 ただし、市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めたものは、この限りでな</p>				<p>の。ただし、A 2 地区及び A 3 地区全体をあわせて一敷地とする場合で、次に掲げる用途を含み、市長が認めたものは、この限りでない。</p> <p>ア 劇場、演芸場又は観覧場 イ 展示場その他これに類するもの ウ 美術館、博物館その他これらに類するもの 9 立川都市計画道路 8・1・1号都市軸線に面する建築物で、その面する低層階の部分が店舗、飲食店等これらに類する用途以外のもの。 ただし、市長が公益上又は用途上やむを得ないと認めたものは、この限りでな</p>	
--	--	--	--	--	---	--

	い。		
……略……	……略……	……略……	……略……

3 ……略……

4 一番町五丁目地区整備計画区域

用途の制限	敷地面積の 最低限度	高さの最 高限度	壁面の位置 の制限
……略……	……略……	……略……	……略……

5 西武立川駅南口地区整備計画区域

計画地区	用途の 制限	建蔽率の 最高限度	敷地面積の 最低限度	高さの最 高限度	壁面の位置 の制限
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
住宅地区	……略……		……略……	……略……	計画図に示す3号壁面にあっては、0.5メートル以上

6 及び 7 ……略……

8 立川基地跡地昭島地区整備計画区域

計画 地区	用途の制限	敷地面 積の最 低限度	高さの 最高限 度	壁面の位置 の制限
公的 利用 地区	次に掲げる建築物以外の建 築物	1,000平 方メー トル	30メー トル	計画図に示す 6号壁面にあ っては、1メ ートル以上
A	1 ごみ焼却場 2 前項の規定による建築			

	い。		
……略……	……略……	……略……	……略……

3 ……略……

4 一番町五丁目地区整備計画区域

名称	用途の制限	敷地面積の 最低限度	高さの最 高限度	壁面の位置 の制限
一番町五丁目地 区整備計画区域	……略……	……略……	……略……	……略……

5 西武立川駅南口地区整備計画区域

名称	用途の 制限	建蔽率の 最高限度	敷地面積の 最低限度	高さの最 高限度	壁面の位置 の制限
……略……	……略……	……略……	……略……	……略……	……略……
住宅地区	……略……		……略……	……略……	計画図に示す3号壁面にあっては、0.5メートル以上

6 及び 7 ……略……

	<u>物に附属するもの</u> 3. <u>その他公益上やむを得ないと市長が認めるもの</u>				
公園 利用 地区	次に掲げる建築物以外の建 築物 1. 都市公園法（昭和31年 法律第79号）第2条第2 項に規定する公園施設又 は計画図に示す公園2号 の利用者が使用するもの 2. 前項の規定による建築 物に附属するもの 3. その他公益上やむを得 ないと市長が認めるもの	1,000平 方メー トル	10メー トル		
備考略.....					備考略.....

附 則

この条例は、公布の日から施行する。